

令和７年５月１４日

宗像市市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

宗像市においては、福岡市や北九州市といった東西方向への移動を鉄道（JR鹿児島本線）と路線バス（赤間急行線など）が担っており、市の南北方向には路線バス（津屋崎～鐘崎線など）や、それを補うためふれあいバス、コミュニティバス、オンデマンドバス、タクシーが、また大島・地島には市営渡船が運行（航）しています。

これらの公共交通については、通勤・通学をはじめ、買い物や通院など市民の日常生活機能を担い、また、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

しかしながら、路線バスの減便・廃止とあわせて人口減少と自家用車の普及などによる公共交通機関の利用者減少や、高齢化に伴う交通需要の広範化などから、現状の交通ネットワークに様々な課題が発生している。

公共ライドシェアは、宗像市立地適正化計画における、中心拠点とその周辺地域において、買い物や通院などの日常生活における移動手段としての役割を担っています。自家用車に依存しない、誰もが利用しやすい高い利便性を目指し、令和７年４月より岬地区にて実証運行を開始しました。今後は西鉄バスが廃止した路線を補完するため、段階的に運行地区を拡大する計画です。

当該サービスは、地域住民の日常生活に不可欠な移動手段としての機能に加え、JR赤間駅・東郷駅や西鉄バス、宮若・宗像線との接続により広域交通として、通勤・通学者の重要な移動手段としても機能しています。このように、地域の生活基盤を支え、公共交通ネットワークの結節点となる重要な役割を担っています。

また、大島地区においては、令和7年9月末に予定されている西鉄バス路線の廃止に伴い、島民および観光客の移動手段確保が課題となっています。そのため、令和7年10月よりオンデマンドバスの実証運行を計画しています。島内では買い物や通院の機会が限られており、本島へのアクセスには大島航路への接続交通が不可欠です。このオンデマンドバスは島民の生活維持と観光振興の両面で重要な役割を果たします。

これらの交通サービスは、広域交通および幹線交通を補完する欠かせないフィーダー交通として機能しています。しかしながら、人口減少や利用者数の制約がある中で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保事業により運行を確保・維持する必要があります。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

オンデマンドバスの年間利用者数 62,366人
 公共ライドシェアの年間利用者数 14,430人
 オンデマンドバスの収支率 40.5%
 公共ライドシェアの収支率 27.2%

（宗像市地域公共交通計画 P56 参照）

（２）事業の効果

デマンド型の公共交通を整備することにより日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。また、利便性が向上することで公共交通利用者の増加や、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・若年層や、公共交通を利用していなかった生産年齢層、高齢者層に対し、イベントや公共交通の利用説明会などを行い、新たな利用や将来の継続利用、自家用車による移動からの転換など、各年齢層の行動変容や移動ニーズの創造につながる利用促進事業に取り組む。(宗像市) (宗像市地域公共交通計画 P 8 0 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 参照
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大島のオンデマンドバスについては、その運行に係る費用総 14,835 千円について、宗像市から運行事業者への補助金額として、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 また、公共ライドシェアについては事業者協力型として運行事業者に委託するものとし、その運行にかかる費用総額 85,202 千円に運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた額を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・OD 調査 ・利用者アンケート(車内でアンケートフォーム案内) ・住民ヒアリング(アプリ説明会や乗り方教室等) 等
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和７年５月１４日（第１回） 宗像市地域公共交通計画本体の改正、宗像市地域公共交通計画別紙（R8 年度地域公共交通確保維持事業）について協議・承認
19. 利用者等の意見の反映状況
市のホームページにて本計画に関する意見を募集。市民を対象にしたアンケート調査やラストワンマイル交通需要調査の結果、デマンド交通などの利便性の高い公共交通の充実を求める声が特に強かったため、そちらに重点を置いた計画として追加を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡県東郷１丁目１番１号

（所 属）宗像市 地域公共交通政策室

（氏 名）平島 佳世子

（電 話）0940 - 36 - 9777

（e-mail）kotsu@city.munakata.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２・３については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。